別紙1 事象別提出・申請書類

※住民票は、提出日から90日以内発行のものをご提出ください。(本籍記載は不要です)

※子供を扶養に入れるとき、配偶者に収入がある場合は、配偶者の収入証明書類を必ず添付してください。

<u>夫婦両者に収入がある場合は、年間収入が多い方の被扶養者とすることが原則です。</u>

田弘本土		入れる場合
異動事由	添付書類	収入証明書類 ※該当のいずれかを提出(16歳以上が対象)
被保険者	□健康保険被扶養者異動届	(収入有)
の就職	口扶養状況申告書(16歳以上)	□雇用契約書(期間・賃金・時間明記のもの)または、直近3ヶ月分の給与明細の写
	□国民年金第3号届出書(配偶者加入の場合) 	□確定申告書第1・2表(写し)と収支内訳表※直近の申告分
	口世帯全員分の続柄記載のある住民票	□年金振込通知書等
	□収入証明書類 ⇒ 右記参照	(収入無)
	口内縁関係の場合は、両人の戸籍謄本	□非課稅証明書
		※子を扶養に入れる場合(配偶者に収入がある場合のみ)
		口源泉徴収票の写し(直近分)
2. 出生	□健康保険被扶養者異動届	配偶者に収入がある場合のみ
	□世帯全員分の続柄記載のある住民票	□源泉徴収票の写し(直近分)
	または母子手帳の出生届出済証明書(市区町村の証明)のコピー	
	(父母氏名の記入のあるもの)	
3. 婚姻	□健康保険被扶養者異動届	(収入有)
	口扶養状況申告書(16歳以上)	□雇用契約書(期間・賃金・時間明記のもの)または、直近3ヶ月分の給与明細の写
	□国民年金第3号届出書(配偶者加入の場合)	口確定申告書第1・2表(写し)と収支内訳表※直近の申告分
	口世帯全員分の続柄記載のある住民票	□年金振込通知書等
	口婚姻日の分かる証明書※COMPANY申請のコピー可	(収入無)
	□収入証明書類 ⇒ 右記参照	□非課稅証明書
雌職	□健康保険被扶養者異動届	
	口扶養状況申告書(16歳以上)	
	□国民年金第3号届出書(配偶者加入の場合)	
	口世帯全員分の続柄記載のある住民票	
	□退職証明書または資格喪失証明書	
5. 収入減少	□健康保険被扶養者異動届	□雇用契約書(期間・賃金・時間明記のもの)または、直近3ヶ月分の給与明細の写
	口扶養状況申告書(16歳以上)	一角 一角 一角 一角 一角 一角 一角 一角
		※後日、加入後の相子明神を確認させていたに 、 場日の9
	□国民年金第3号届出書(配偶者加入の場合)	
	□世帯全員分の続柄記載のある住民票	(de 1 de)
扶養異動	□健康保険被扶養者異動届	(収入有)
※被保険者の変更	口扶養状況申告書(16歳以上)	□雇用契約書(期間・賃金・時間明記のもの)または、直近3ヶ月分の給与明細の写
	口世帯全員分の続柄記載のある住民票	□確定申告書第1・2表(写し)と収支内訳表※直近の申告分
	□収入証明書類 ⇒ 右記参照	口年金振込通知書等
	口資格喪失証明書	(収入無)
		□非課税証明書
雇用保険	□健康保険被扶養者異動届	
受給終了	口扶養状況申告書(16歳以上)	
	□国民年金第3号届出書(配偶者加入の場合)	
	□世帯全員分の続柄記載のある住民票	
	□雇用保険受給資格者証 <u>(支給終了印があるもの)</u>	
収入有 証明書類一覧	パートやアルバイト等で働いている	雇用契約書(期間・賃金・時間明記のもの)または、直近3ヶ月分の給与明細の写し
	これから働き始める(直近3ヶ月分の給与明細が揃わない)	給与支払見込証明書または雇用契約書(期間・賃金・時間明記のもの)の写し
	雇用形態が変わり収入が減った	雇用契約書(期間・賃金・時間明記のもの)または、直近3ヶ月分の給与明細の写し
	自営業、農業などの個人事業をしている	確定申告書第1・2表(写し)と収支内訳表※直近の申告分
	年金受給者(国民・厚生・基金・遺族・障害・恩給、個人等)	最新年度の年金裁定(改定・振込)通知書、恩給証書、個人年金等振込通知書
	給与・年金以外に収入がある	確定申告書第1・2表(写し)と収支内訳表※直近の申告分
収入無 証明書類一覧	過去1年間無収入	非課税証明書
	自営業を辞めた	廃業届
	1年以内に退職した	退職証明書、資格喪失証明書、退職時の源泉徴収票のいずれか
	退職し、雇用保険の受給が終了した	雇用保険受給資格者証(支給終了印があるもの)
	退職し、雇用保険の受給を延長する	雇用保険受給延長証明書
	在学中	在学証明又は学生証(写し) ※18歳未満は不要
	海外から帰国した(直前まで海外で収入証明がとれない)	パスポートの写し(日本への入国日の分かるページの写し)
子を扶養に	配偶者に収入がある場合	源泉徴収票の写し(直近分)
入れる場合	日には、日につなくくないのうのは日	